武山　榮司
田中　志朗
田中　憲子
田村美代子
長　　茂
津田　孝治
坪内　孝満
寺内　昭博
寺田　國子
戸田　滋康
冨岡　巖
豊巻　章道
永井　容子
中木　久弥
中﨑　栄俊
永田　義紀
中橋嘉壽子
中村　謙爾
中村大炘照
名迫　清次
西薗　貞男
西元　幸雄
根木　整藏
野口　善雄
野々村嘉平
芳賀　久子
橋本〃ヨ子
林　　正幸
原田　節子
肥前　洋一
畫田　眞三
廣瀬　玲子
福島　美義
藤重　貞子
藤田　澄江
藤本佳代子
藤原　恒子
邊見　留三
本多　惠子
前田　陽三
松井　　甫
松尾　陽子
松田　政直
眞部〃ネ子
三島　欽子
水野　照夫

武鑓　　守
田中　敏雄
田中　正明
丹治　トク
長南　保秀
土屋　正雄
津守　弘範
寺門　勝美
東海林俊三
轟　美津子
兎毛成　績
内藤　秀彦
長尾　文昭
中桐　眞彦
中島　敏子
中西　英治
中原　松代
中村　定
永谷　光明
新野美代子
西谷　良子
西嶽　功教
野坂　基江
野元　一喜
萩野谷藤二
早川　和廣
早本　俊裕
疋田　正應
平島シズ子
廣瀬　祥二
廣田　俊彦
藤川　　登
藤田　昭子
藤田　博信
藤本　正人
船木　昭男
前田　　勝
前田　格子
松井　光子
松金　　勲
松本　一孝
三上　廣志
水口　孝之
水摩　妙子

田中九二男
田中　敏治
田中　實
丹野　金作
辻川　佳明
角田　典子
鶴　　鉄二
寺澤　　勝
渡具知京子
飛田　和義
豊田　鐵郎
中井　順一
中尾　　眞
長坂　育子
長田修一郎
中野渡勇治
中村　和夫
中村千代子
永山　君雄
西　　謙二
西村　　信
丹羽　菊江
野口千代美
野﨑　英明
則松　　秀
箱田　宗敏
林　　春男
原　　澄雄
樋口　道夫
平野五十男
廣瀬　久験
福嶋　丈夫
藤澤　俊之
藤田　昭一
藤林　和江
藤本　幸延
松田　龍一
堀　　昌弘
前田美恵子
松井　公明
松尾　秀子
松川美津子
松山　忠義
三澤　恭子
水嶋　敏夫
三成　重德

三宅　典子
宮脇　和夫
村上権三郎
村田　恭男
茂木　満彦
森田　　保
八鍬　勘治
矢谷　　寛
山口　一雄
山口　好高
山野　　勲
山本　辛一
与儀　芳子
横田富士子
吉田　敏夫
吉原日出子
渡**邉**　正英

宮武　浩子
宗石健一郎
村崎　正人
望月　敏次
百沢　俊昭
森田　哲也
安田惠美子
矢内　　豊
山尾　達雄
山口　光男
山崎　文夫
山原　利一
山本　昌乃
横井　秀則
横野登代子
吉永　君惠
米岡　義男
渡**邉**　吉雄

宮本　悦子
村上　秋子
村田　敏治
望月　惠子
森下　秀男
森村　米多
安田よし子
矢野　譲一
山口英一郎
山口　六男
山田　孝夫
山本　昭乃
湯澤　政三
横江　　清
横山　正子
吉野　　基
和田譽美江

褒状

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力したので、平成二十二年四月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

褒章条例第一条により藍綬褒章を授けられる（各通）

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

第二十八大幸丸乗組員

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著であるので、平成二十二年四月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

明石特殊奉仕団明石水難救助隊

追分長寿会

刈谷地区心身障害児者を守る会

川越あそぶの学校

清色婦人ボランティアグループ

気比の松原を愛する会

古河手話サークル

塩屋町まちづくり推進協議会

手話サークル周南ひまわりの会

庄川町ボランティアやぶきグループ

浅間山自然保護会

知多市青友海組合

中野漁業協同組合西目青年部

東与賀町ボランティアの友

ひまわりの会

古三を愛する会

ボランティアしゃくなげ

朗読・録音奉仕会「かもめ」

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

公　　告

諸　事　項

特恵関税に関する特定特恵鉱工業産品等の輸入額等の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第32条の規定に基づき、平成21年４月１日から平成22年３月31日までの間における特定特恵鉱工業産品等の輸入額等を次のように公告する。

平成 22 年 4 月 30 日

財務大臣　菅　　直人

特定特恵鉱工業産品等の輸入額等

（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）

項	名　　目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備　　考
1	関税定率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第2825・80号に掲げる物品のうち三酸化アンチモン	三酸化アンチモン	2,902,044	736,500	KG	0.0	平成21年6月16日 適用停止 中華人民共和国
2	関税率表第2849・10号に掲げる物品 関税率表第2849・90号に掲げる物品のうち炭化ほう素、炭化タングステン及び炭化ケイ素（関税率表第2852・00号の2の(3)に掲げる物品のうち水銀の炭化物を除く。）	カーバイド等	800,248	449,147	千円	0.0	平成21年5月16日 適用停止 中華人民共和国
3	関税率表第2905・44号に掲げる物品	ソルビトール	1,097,602	518,841	千円	0.2	平成21年7月16日 適用停止 中華人民共和国 平成22年3月16日 適用停止 タイ
4	関税率表第2906・11号に掲げる物品	メントール	277,897	164,325	千円	0.8	平成21年5月16日 適用停止 中華人民共和国 平成21年10月16日 適用停止 インド
5	関税率表第2918・14号に掲げる物品	くえん酸	179,773	507,193	千円	0.6	平成21年5月16日 適用停止 全特恵受益国等
6	関税率表第2918・15号の1に掲げる物品	くえん酸カルシウム	9,844	10,754	千円	0.0	平成21年6月16日 適用停止 全特恵受益国等